

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部

学 生 行 動 基 準

(目的)

第1条 この基準は、大阪学院大学及び大阪学院大学短期大学部（以下「本学」という。）に在籍する学生（以下「学生」という。）が社会の良き構成員としての自覚をもって、健全な大学生活を送り、学修に専念するうえで尊重すべき行動準則を定めるとともに、学生がハラスメント等の被害を受けた場合に、速やかに対処し、行動できる手続きを定めることによって「学びによる成長」を支援することを目的とする。

(法令及び学内諸規則の遵守)

第2条 学生は、本学に学ぶ者としての自覚をもって、法令及び学内諸規則を遵守し、誠実に行動しなければならない。

2 学生は、学業に励むことはもとより課外活動にも積極的に参画し、自立した社会人としての基礎を築くとともに、学業と人格の向上を目指した実りある学生生活を送ることを行動の指針とする。

(勉学意欲の維持、学修環境の保持)

第3条 学生は、学修に専念し、次の事項を守らなければならない。

- (1) 講義に欠席しないこと。
- (2) 講義時間を守り、遅刻・早退をしないこと。
- (3) 講義において他の学生の学修を妨げないこと。
- (4) 学内の平穏な学修環境の維持に努めること。
- (5) 危険ドラッグを始めとする違法薬物等を使用しないこと。
- (6) 学内において、入れ墨、タトゥーその他これに類する外観を有するものを公然と他人の目に触れさせないこと。
- (7) 学内において、他人の意思に反したクラブ・サークル活動の入り、マルチ商法、宗教入信等の勧誘活動をしないこと。
- (8) 他人の生命、身体、財産に危害を与えないこと。
- (9) 未成年者は喫煙をしないこと。また、受動喫煙の防止や健康上の理由からキャンパス内の全面禁煙等、禁煙に向けた諸活動への理解と協力を努めること。
- (10) タバコのポイ捨て、ゴミの投棄、食器の散乱など学内美化の妨げになるような行為はしないこと。
- (11) 学内では教職員、学友、学外者に対して挨拶を励行し、本学学生としてマナー向上に努めること。
- (12) 学内設備・IT機器の適正な利用・管理に関する学内諸規則を遵守すること。
- (13) 学内の備品、書籍、資料（ソフトウェア、データベース、その他IT環境等無形のものも含む。）を損傷又は私物化しないこと。
- (14) 通学には、電車・バス等の公共交通機関を利用し、車での通学はしないこと。また、自転車や単車は交通ルールを守り、大学指定の駐輪場に整然と駐輪すること。
- (15) 1年次生は原則としてアルバイトをしないで、学業に専念すること。止むを得ずアルバイトをしなければならない場合は、夜間又は長時間におよぶものなどは避け、学業に支障がないよう十分留意すること。

(人格の尊重、ハラスメントの防止)

第4条 学生は他人の人格を尊重し、特に次の事項を守らなければならない。

- (1) 人種、国籍、年齢、性別、宗教、信条、障がいの有無、家柄、社会的身分等により、差別や嫌がらせをしないこと。
 - (2) 他人が不快に感じる行為や嫌がらせなどのハラスメント行為をしないこと。
 - (3) 名誉・プライバシー（個人情報を含む。）を尊重すること。また、インターネットの利用に際して、他人を誹謗・中傷することなく、良識ある行動をとること。
- 2 差別や嫌がらせを受け、又は、異性・同性を問わずにセクシュアルハラスメントやストーカー行為、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント等を受けた場合、速やかに学生相談センターへ相談するものとする。
- 3 大学は、相談者本人及び関係者のプライバシーを尊重するとともに、秘密を厳守しなければならない。

(学内秩序維持の手続)

第5条 学生は、学内の秩序維持の手続として、次の事項を守らなければならない。

- (1) 学生は、この基準に違反する非行・不正を発見・認識した場合には、本学に対して報告しなければならない。また、学生は、非行・不正を指摘・調査する行為又はその行為に協力する行為に対して、妨害や報復をしてはならない。
- (2) 学生は、本学又は他の学生に抗議、要望、その他の意見の表明をしようとする場合には、学内の秩序を維持することに意を用いながら、良識をもって、本学所定の手続をとるものとする。

(教育的指導・改善勧告・退学勧告)

第6条 学生が第3条の違反を続けるときは、「学びによる成長」を促すため当該学生に対し、教育的指導を行う。また、必要に応じて当該学生を含む保護者等との三者面談等を行う。

- 2 前項の教育的指導について学生の行動や学修態度に改善が見られない場合、改善勧告を行う。それでも、学生の行動や学修態度に改善が見られない場合、大学は退学勧告を行うことがある。
- 3 大学は、前項の改善勧告及び退学勧告を行うときは、当該学生に弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒)

第7条 学生は、この基準に違反したとき、学則等諸規則に従って懲戒されることがある。

- 2 懲戒に際しては、大学は当該学生に弁明の機会を与えなければならない。

附 則

本規程は、2009年5月11日から施行する。

附 則

本規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、2015年4月1日から施行する。